

犬山市防犯対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪の抑止及び市民の防犯意識の高揚を図り、安全で安心なまちづくりを推進することを目的として住宅の防犯対策を実施する者に対して交付する犬山市防犯対策費補助金(以下「補助金」という。)について、犬山市補助金等交付規則(昭和56年規則第10号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 市の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳をいう。)に記録された住所に現に居住している者

(2) 別表に掲げる防犯対策を実施した世帯の世帯主

(3) 犬山市税条例(昭和29年条例第17号)第3条に規定する市税及び犬山市国民健康保険条例(昭和36年条例第19号)第7条に規定する国民健康保険税の未納がない者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付対象者としなない。

(1) 犬山市暴力団排除条例(平成24年条例第34号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

(2) 過去に補助金の交付を受けた者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、交付対象者が所有又は賃借し、自らが居住する住宅(併用住宅にあつては、居住の用に供する部分に限る。)において実施する別表に掲げる防犯対策に要する費用とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額

(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、10,000円を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象経費を支払った日から起算して1年以内に犬山市防犯対策費補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 防犯対策の内容が記載された補助対象経費の領収書

(2) 防犯対策の実施後の状況を確認できる写真

(3) 取り付けた製品等の規格がわかるカタログ、パンフレット、説明書等の写し

(4) 調査承諾書(様式第2)

2 申請者は、賃借する住宅の防犯対策に係る前項の申請をするときは、当該住宅の所有者又は管理者の同意を得た上で、その同意書(様式第3)を添付するものとする。

3 前項の同意書には、当該同意に係る者が署名し、又は記名押印しなければならない。

4 市長は、申請者から第1項第1号の書類の返還を求められたときは、当該書類に受付印を押印の上、その写しを市が保管することにより、返還することができる。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、犬山市防犯対策費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4)により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該通知の日から起算して20日以内に犬山市防犯対策費補助金交付請求書(様式第5)に振込先の金融機関の名称、口座番号及び口座名義人がわかる書類の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(財産の処分制限)

第8条 補助金の交付を受ける防犯対策により取得した財産(以下「取得財産」という。)は、補助金の交付の日から1年間は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、売却し、取り壊し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定により承認を受けた交付決定者に当該承認に係る取得財産の処分による収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(調査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者又はその関係者に対し、防犯対策の実施状況に係る調査を行うことができる。

2 交付決定者又はその関係者は、前項の調査に協力しなければならない。

(危険負担)

第10条 防犯対策により生じた問題については、交付決定者及び所有者又は管理者との間で処理するものとし、市はその責を負わない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施する防犯対策について適用する。

附 則 (令和3年3月30日要綱第46号)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則 (令和3年9月9日要綱第127号)

- 1 この要綱は、令和3年9月9日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則（令和4年3月2日要綱第13号）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則（令和5年3月16日要綱第28号）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

別表（第3条関係）

補助対象となる防犯対策

区分	防犯対策の内容
玄関、勝手口等の出入口	防犯対策効果のある錠への交換 補助錠、サムターンカバー、ガードプレート、カム送り防止具等の取付け
窓	防犯対策効果のある防犯ガラスへの交換 防犯フィルム、補助錠、格子等の取付け
その他	テレビ付きインターホン又は留守番機能付きセンサーライトの取付け 防犯カメラ又はセンサーライトの取付け（屋外に限る。） 屋外における防犯対策効果のある砂利の敷設（屋外に限る。） その他市長が認める防犯対策